

第2回（仮称）市民参加・協働のまちづくりプラン策定会議 次第

日 時：平成23年8月30日（火）
9時30分～

場 所：白井市役所 4階大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

1. （仮称）市民参加・協働のまちづくりプラン策定方法の見直しについて
2. 白井市における市民参加・協働の現状と取り組みについて
3. その他

4 閉 会

議題1. (仮称)市民参加・協働のまちづくりプラン策定方法の見直しについて

1. プランの位置付けについて

(1) プラン策定の目的

市の将来像である「市民と築く安心で健康なまち しろい」を実現するための推進の柱として、「市民参加・協働」が求められており、その市民参加・協働に関する基本的事項並びに第4次総合計画を推進するための指針となるプランを策定する必要があるため。

(2) プランの位置付け

- ① 市民参加・協働の現状と課題を明らかにする。
- ② 市民参加・協働の考え方を明らかにする。
- ③ 第4次総合計画後期基本計画第1次実施計画に示されている参加・協働の取り組みについて整理する。
- ④ 市民参加・協働の推進体制を明らかにする。

2. プランの構成案

- ① プラン策定の背景
- ② 白井市の市民参加・協働の現状と課題
- ③ プランの理念及び考え方
- ④ プラン基本方針
- ⑤ 第4次総合計画・後期基本計画における市民協働の推進事業
- ⑥ プランの推進に向けて

3. 策定方法（案）

策定会議で審議・検討し、作成した案について、パブリックコメントを経て、市長が決定を行う。

策定会議：市民・市民団体・事業者支援団体（農協/商工会/市社協）・学識経験者計12名で構成され、プラン案について審議・検討を行う。

市内策定部会：参加・協働の分野で関係が深い市関係各課から選出された職員で構成され、策定会議との連携により、素案及び原案の策定に向けて検討・審議を行う。

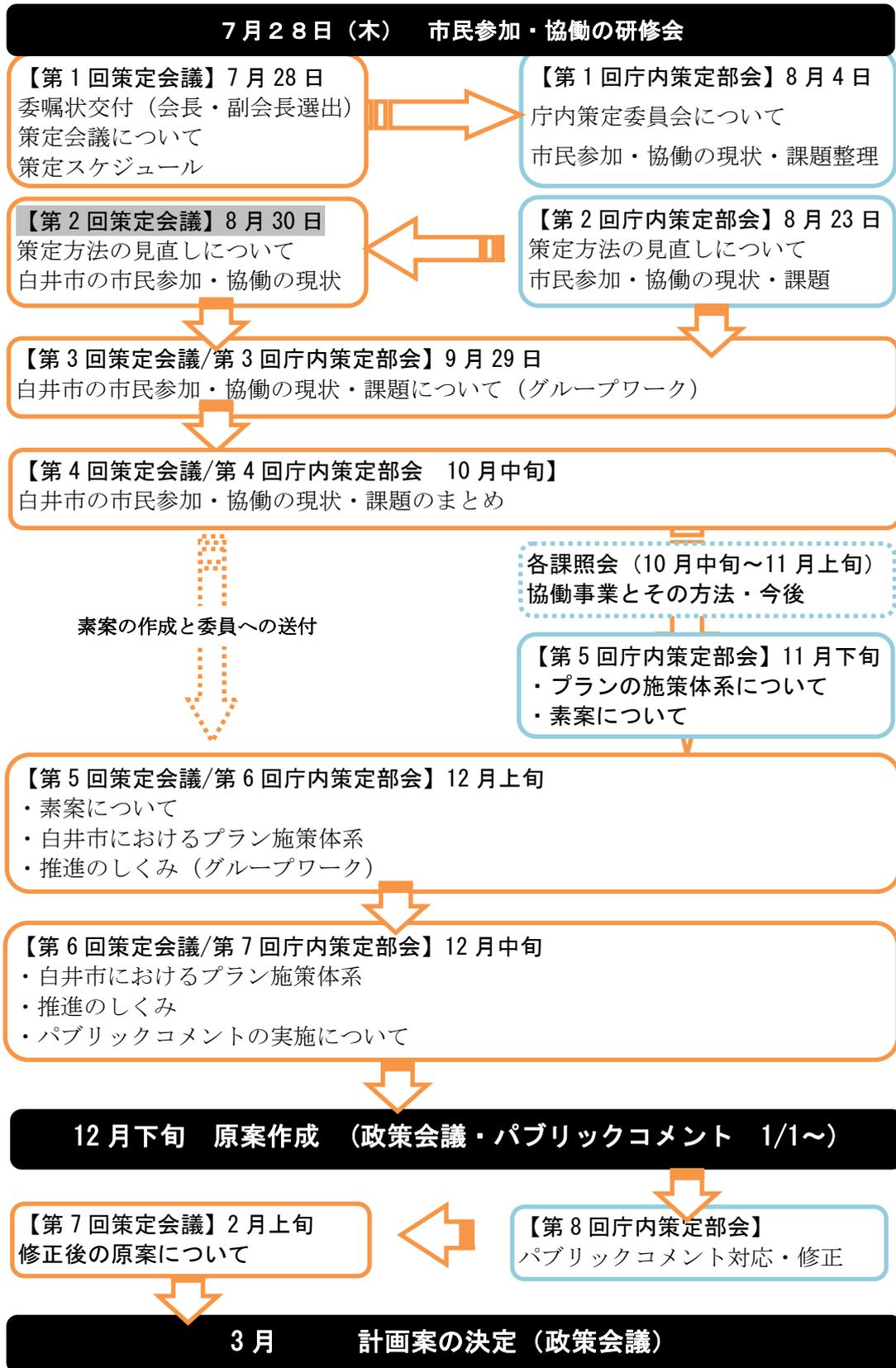
4. 市民参加の手法

プランの策定にあたっては、以下の市民参加手法を用いることで、より多くの市民等の意見を反映する。

- ① 策定会議の設置（市民参加条例第10条）
- ② パブリックコメントの募集（市民参加条例第14条）

5. 策定スケジュール（案）

プラン素案を決定（12月）/パブリックコメント（1月）/プラン策定（3月）



議題2. 白井市における市民参加・協働の現状と取り組みについて

1. 市民参加・協働の現状

(1) 市民の取り組み

自治会や地区社会福祉協議会などは、地域での取り組みとして、防災・防犯や地域福祉、住民同士の交流など各種のイベントを実施する一方、高齢者や防犯など広域的な地域課題について対応するため、小学校区単位にした自治会長の話し合いを開催しています。

また、市民団体やNPOなどは、環境、子育て、福祉、まちづくり、国際交流などさまざまなテーマで、専門性を活かした市民による公益的な市民活動の取り組みを広げています。



- 「市民自らが地域の課題を考え主体的に解決していく」という意識の高まり
- 地域におけるまちづくりの必要性が認識されつつある。

【主な市民の取り組み】

自治会・町会等 (地縁組織)	<p>住み良い地域社会を目指し、市内それぞれで活動している。 平成23年7月現在92の自治会・町会・区・管理組合が結成されており会員世帯数は15,726世帯で、加入率は全体で約70.9%である。</p> <p>【主な活動】 ①生活の場をみんなでよくする活動、②交流・ふれあいの場づくり、③地域課題の解決に向けた活動、④行政との協働への活動 など</p>
小学校区内 自治会等長 意見交換会	<p>地域の課題解決に向けた小学校区単位の市内8地区において、自治会等長の連携を軸に市や地域の活動団体、事業者などさまざまな主体と情報を共有し連携して取り組むための話し合いを行っている。</p> <p>【主な活動】 防災・防犯、高齢者問題 など。</p>
地区 社会福祉協議会	<p>少子高齢化等さまざまな福祉ニーズに応えるため、市内7地区に分けて、地域の実情にあった地域福祉を推進している。</p> <p>【主な活動】 ふれあい食事会、いきいきサロン、子育て支援など。</p>
市民活動団体	<p>市民の自発性・自立性に基づいて、広く社会一般の利益を目的とした(公益的)活動を継続的に行っている団体で、平成23年8月現在、市民活動推進センターに53団体が登録している。</p> <p>【主な活動】 福祉、まちづくり、環境、国際協力など。</p>
市民個人	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が個人的に行うボランティア活動 <p>【主な活動】防犯活動や福祉活動、清掃・美化活動など。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市等が委嘱し、市民が市等へ事業協力を行い、社会貢献活動を実践する活動 <p>【主な活動】民生委員・児童委員、防犯指導員、生活環境指導員、食生活改善推進員、母子保健推進員、など</p>

(2) 市民の意識

① 健康に関するアンケート調査

健康に関するアンケート調査

調査地域：白井市全域

調査対象：白井市在住の20歳以上の男女2,000人

抽出方法：平成20年11月1日現在の住民基本台帳から無作為抽出

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査時期：平成20年11月14日～12月3日

実施主体：白井市

回収状況：回収数（回収率）1,220（61.0%）

しるい健康プランの策定にあたり、20歳以上の男女2,000人を対象に実施した「健康に関するアンケート調査(平成20年11月)」の結果から、次のような実態を把握できる。

【地域活動の状況について】

地域活動の状況は、いずれも「活動していない」が高く、中でも、ボランティア・NPO・市民活動は、77.9%となっている。

一方、「活動している」と「たまに活動している」を合わせ活動している人は、地縁的な活動が28.8%で高く、スポーツ・趣味・娯楽活動が21.5%、ボランティア・NPO・市民活動が15.4%となっている。

性／年齢別でみると、地域活動について「活動している」「たまに活動している」を合わせると、男性の70歳以上と女性の40歳～49歳で約4割と高くなっている。一方、「活動していない」は、男性の20歳～39歳で約9割、女性の20歳～29歳で8割台半ばと高い。

また、ボランティア・NPO・市民活動においては、性別では、特に大きな違いはみられないが、「活動している」「たまに活動している」を合わせると、男性の70歳以上、女性の60歳～69歳、男性の40歳～49歳は比較的高く2割を超える。一方、「活動していない」は、女性の20歳～29歳で9割を超え、男性の30歳～39歳で約9割と高い。

地域の取り組みに関する考え方で、「大切と思う」は、地域の人のおかげで74.3%で最も高く、次いで、地域の支えあい活動が54.4%となっている。

② 第 12 回住民意識調査（抜粋）

第 12 回住民意識調査

調査地域：白井市全域

調査対象：白井市在住の 18 歳以上の男女 2,500 人

抽出方法：平成 21 年 6 月 1 日現在の住民基本台帳・住民登録原票から無作為抽出

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査時期：平成 21 年 6 月 20 日～7 月 7 日

実施主体：白井市

回収状況：回収数（回収率）1,358（54.3%）

第 4 次総合計画後期基本計画の策定にあたり、20 歳以上の男女 2,500 人を対象に実施した「住民意識調査(平成 21 年 6 月)」の結果から、次のような実態を把握できる。

【市民参加のまちづくりに必要な取り組みについて】

必要な取り組みとしては、「市民からの意見・提案を市の取り組みに十分に反映させる仕組みの推進」(46.4%) が最も高く、次に。「市長と市民との直接対話の機会の充実」(26.4%)、「市の情報公開制度の推進」(24.4%)、「市職員と市民の情報交換・情報共有の場の充実」(23.2%) となっている。

【市民活動の参加状況について】

既に取り組んでいる活動として割合が高いものは、「ゴミ拾い運動」(20.9%)、「近所同士のあいさつ等の啓発活動」(19.9%) であり、今後取り組みたい活動として割合が高いものは、「震災等による非常事態時の活動」(30.9%)、「高齢者や障がいのある人への支援活動」(27.2%) である。また、取り組みたくない活動として割合が高いものは、「公共施設の落書き消し」(19.4%)、「道路の路肩等の草刈」(19.0%) となっている。

【市民活動の取り組み主体について】

市民中心の活動として割合が高いものは、「近所同士のあいさつ等の啓発活動」(53.9%)、「ゴミ拾い活動」(29.5%) である。

一方、市役所中心の活動として割合が高いものは、「各センターの運営」(36.2%)、「公園の管理」(35.9%) である。

また、市民と市役所とが協働で取り組むべき活動として割合が高いものは、「防災活動」(54.3%)、「震災等による非常事態時の活動」(52.2%)、「高齢者や障がいのある人への支援活動」(51.3%) となっている。

③ 第5期高齢者福祉計画・介護保険計画策定に係るアンケート調査（抜粋）

第5期高齢者福祉計画・介護保険計画策定に係るアンケート調査

調査地域：白井市全域

調査対象：白井市在住の40歳以上65歳未満の男女2,000人

抽出方法：平成23年1月1日現在の住民基本台帳・住民登録原票から無作為抽出

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査時期：平成23年1月31日～2月18日

実施主体：白井市

回収状況：回収数（回収率）1,225（61.7%）

第5期高齢者福祉計画・介護保険計画策定にあたり、40歳以上65歳未満の男女2,000人を対象に実施した「第5期高齢者福祉計画・介護保険計画策定に係るアンケート調査（平成23年4月）」の結果から、次のような実態を把握できる。

【参加状況】

回答者の各種活動への参加状況で、それぞれ最も多い回答は次の通りです。

「自治会活動」は「参加したことがある」が46.4%ですが、「現在参加している」は21.8%に留まっています。

「PTA・子ども会・子どものスポーツクラブ活動」は「参加したことがある」が44.7%で最も多く、「参加したことはない」（38.7%）が僅かの差が続いています。

「経済団体（商工会、農協等）」以降の「消費者団体」「市民活動団体」は、すべて「参加したことはない」が最も多くなっています。また、全体の回答傾向と地域での回答傾向は一致しており、差異はありませんでした。

【今後の参加意向】

各種活動への今後の参加意向は、「趣味のサークル活動」(46.4%)、「スポーツ・レクリエーション活動」(44.1%)、「健康づくりの活動」(45.0%)で「参加したい」が最も多くなっています。

「参加したいと思わない」が多かったのは、「PTA・子ども会・子どものスポーツクラブ活動」(38.8%)、「経済団体(商工会、農協等)」(46.9%)、「消費者団体(生協等)」(38.0%)です。

「わからない」が多かったのは、「自治会活動」(35.8%)、「市民活動(各種ボランティア、NPO等)」(42.0%)、「人材バンク(学校学習支援、県熟練技能者等)」(45.1%)となっています。

全体の回答傾向と地域での回答傾向は一致しており、差異はありませんでした。

【高齢になったら参加したいと思っている地域活動】

「近所づきあい」が51.0%と最も多く、次いで「健康づくり講座」が44.5%、「文化教養講座」36.3%、「高齢者どうしの交流活動」27.5%、「地域スポーツクラブ」25.6%、「清掃・環境保全活動」25.2%、「防災・防犯・交通安全活動」22.5%などが多くなっています。

全体の回答傾向と地域での回答傾向は一致しており、差異はありませんでした。

2. 市の市民参加・協働の取り組み

(1) 情報発信

市民参加・協働のまちづくりを進めるにあたって、市政に関する情報について市民との情報の共有を図るため、以下の取り組みを行っている。

- 情報コーナーやホームページなどで行政情報を公開
- 広報しろいを月2回発行し、新聞折り込みなどで各世帯に配布
- 市議会のインターネット中継や出前講座の開催などによる市政情報を提供
- 審議会などの会議は原則公開し、その会議録は情報公開コーナーなどで公開
- ミニ懇談会などを通じて市政運営に関する意見交換の実施
- メールマガジンを通じて様々な行政情報を迅速に分かりやすく提供

(2) 体制づくり

- 市民参加・協働を横断的・総合的に推進するため、平成16年度に「市民参加推進課」を設置し、更に市民との協働を進めるため、平成23年度に「市民活動支援課」と改称
- 市民参加・協働を総合的に進めるため、第4次総合計画の推進の柱に位置付けて推進
- 小学校区など広域なエリアで自治会等長の連絡組織を設置し、広域での連携意識を深め、地域の活性化を進めるための意見交換や地域課題に着目

(3) 拠点づくり

- 市民活動団体の拠点施設として、平成15年12月に「市民活動推進センター」を開設
- 地区コミュニティの拠点となる複合機能を持ったコミュニティセンターなどの整備

(4) ルールづくり

- 市民主体のまちづくりを推進するため平成16年3月に「まちづくり条例」を、平成16年6月に「市民参加条例」を施行し、市民参加の仕組みづくりを構築。

(5) 財政的支援

- 自治会・町会の活動に対して、情報提供や活動費補助など運営支援を実施
- 公益活動を行う市民団体を支援するため、平成19年度に財政的な支援制度として「市民団体活動支援補助金」を創設（提案型）

【参考】

第4次総合計画前期基本計画第2次実施計画での取り組み現況(平成21年度～平成22年度)

計画全体事業総数	313	約38%が市民参加・協働関連事業
市民参加・協働関連事業数	118	

形態	内容	市の該当事業	パートナー
事業委託	市が責任をもって担うべき事業を市民等の特性を活かして、より効果的に実施するため、市民活動団体等に委託する。	・公園緑地等の住民管理事業 ・フラワー街道花の維持管理事業 など	・自治会等 ・地区社協 ・市民活動団体
事業補助	市民等が行う事業に対して財政的な支援を行うことで公益を実現する。	・市民自治組織活動補助金 ・地区コミュニティ活動補助金 など	・自治会等 ・地区社協 ・市民活動団体
共催	市民等と市が共に主催者となって事業を行う。	・児童館事業 ・人権意識の啓発事業 など	・自治会等 ・地区社協 ・市民活動団体
後援	市民等が実施する事業の公益性を認め、支援するため後援名義の使用許可を行う。	・国際交流事業 ・環境学習事業 など	・自治会等 ・地区社協 ・市民活動団体 ・市民個人
事業協力	市民等と市がお互いの特性を活かし一定期間継続的な関係で協力し合いながら事業を実施する。	・市民との協働パソコン講座事業 ・友好都市交流事業 など	・自治会等 ・地区社協 ・市民活動団体 ・市民個人
アダプト制度	市民等が公共施設の「里親」となり、美化活動や施設の現状を市へ報告し、市は保険加入や物品の支給などを行う。	・白井友の会（自治会） ・アダプト530（市民活動団体） ・ホームマック（法人） など	・自治会等 ・地区社協 ・市民活動団体
政策提言	市民等が持つ専門知識や技術、地域に密着した活動から生まれる施策を市に提案し、政策形成に取り入れる。	・市民参加推進会議 ・総合計画審議会 など	・自治会等 ・地区社協 ・市民活動団体 ・市民個人
情報交換・情報提供	市民等と市が、それぞれ持つ情報を提供し合い、それを活用する。	・防犯対策事業 ・児童虐待防止ネットワーク会議 など	・自治会等 ・地区社協 ・市民活動団体 ・市民個人
実行委員会	市民等と市が実行委員会や協議会を構成し連携して実施する。	・ふるさとまつり ・梨マラソン大会 ・スポーツフェスタ など	・自治会等 ・市民活動団体 ・市民個人

※ 後期基本計画第一次実施計画における取り組み状況については、調査中